

# 光が丘興産 光和会 会則

制定 2022年4月18日

## 第 1 章 総 則

- (名 称)
- 第1条 本会は、光が丘興産 光和会(以下「本会」という。)と称する。
- (目 的)
- 第2条 本会は、光が丘興産(旧前田産業)株式会社(以下「会社」という。)に職を共にした者の相互の親睦を図ることを目的とする。
- (事 業)
- 第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を適宜行う。
- ① 会員の親睦のための諸会合の開催
  - ② 会員名簿の発行
  - ③ 会員や会社に関する必要な情報等の配信
  - ④ その他、本会の目的達成のために必要な活動
- (事業年度)
- 第4条 本会の事業年度は、毎年10月1日に始まり9月30日に終わる。
- (本部・支部)
- 第5条 本会の本部は会社の本店所在地におき、必要に応じ支部を設けることができる。

## 第 2 章 会 員

- (会 員)
- 第6条 本会の会員は、次の各号の一に該当し、本会の目的に賛同するものをもって構成する。
- ① 会社に相当期間勤続した退職者。
  - ② 会社の役員を退任した者。
  - ③ 前各号に該当しないが、役員会において入会が承認された者。
- (入 会)
- 第7条 本会に入会を希望する者は、入会申込書を提出しなければならない。
- (退 会)
- 第8条 会員が、次の各号の一に該当する場合、会員資格を失い退会とする。
- ① 本人からの申し出
  - ② 死亡
  - ③ 除名
- (除 名)
- 第9条 会員が本会の名誉を毀損し、または本会の秩序を乱した時は、役員会の議決をもって除名することができる。

### 第 3 章 役 員

(役 員)

第10条 本会には、次の役員を置く。

- ① 会 長 1名
- ② 副 会 長 若干名
- ③ 幹 事 若干名
- ④ 監 事 1名
- ⑤ 顧 問 若干名

(選 任)

第11条 役員は総会で選出する。会長は役員の互選とする。  
副会長、幹事、監事、顧問は、役員の中から会長が指名する。

(任 期)

第12条 役員の任期は2年とする。補欠による者は、前任者の残存期間とする。  
ただし、重任を妨げないものとする。

(任 務)

第13条 本会の役員の任務は、次の通りとする。

- ① 会長は、本会を代表し、会務を統括する。総会及び役員会の議長は会長がこれを務める。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職務を代行する。
- ③ 幹事は、本会の役員、会員相互の連携を図り、活動を推進する。
- ④ 監事は、本会の活動および資産の状況について監査する。
- ⑤ 顧問は、本会役員の活動に関して、助言を行う。

### 第 4 章 会 議

(会議の種類)

第14条 本会は、次の会議をもって運営する。

- ① 総会
- ② 役員会

(総 会)

第15条 総会は、毎年1回秋季に定例総会を開催し、次の事項を付議決定する。

- ① 年間の活動計画
- ② 決算の報告と次年度の予算案
- ③ 役員の人事
- ④ 会則の変更
- ⑤ その他運営に必要な事項

なお、必要ある時は、役員会の決定に基づき、臨時総会を開催することができる。

(総会の議決)

第16条 総会の議決は、出席会員の過半数の同意をもって決定する。

(役員会)

第17条 役員会は、本会の運営に関する重要事項を審議し、処理する。  
また、役員会は、本会の運営に関して運営細則を制定することができる。

(役員会の議決)

第18条 役員会の議決は、出席役員の過半数の同意をもって決定する。

## 第 5 章 会 計

(資 産)

第19条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 入会金
- ② 助成金および寄付金品
- ③ 資産から生ずる収入

資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

(入会金)

第20条 本会の入会金は、基本的に入会と同時に納入することを原則とするが、その納入時期と金額は、役員会の議決により運営細則に定める。

(入会金の返還)

第21条 会員資格を喪失した者は、入会金の返還を請求できない。  
また、本会に対する権利を主張することができない。

(事務局)

第22条 本会の会計および庶務は、会長の委嘱を受けて事務局が行う。